

胆振東部国有林の 地域別の森林計画書

(胆振東部森林計画区)

計画期間

自	令和 3年 4月 1日
至	令和13年 3月31日

樹立年月日：令和 2年12月25日

北海道森林管理局

胆振東部森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
森 林 管 理 署	

は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、胆振東部森林計画区に係る国有林について、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
	(1) 位置	
	(2) 自然的背景	
	(3) 社会経済的背景	
	(4) 森林・林業・木材産業の概況	
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	2
	(1) 伐採立木材積	
	(2) 人工造林・天然更新別面積	
	(3) 間伐面積	
	(4) 林道の開設又は拡張の数量	
	(5) 保安林の整備	
	(6) 治山事業	
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	3
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	5
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	5
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	9
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	10
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
	(2) 立木の標準伐期齢	
	(3) その他必要な事項	
2	造林に関する事項	12
	(1) 人工造林に関する事項	
	(2) 天然更新に関する事項	
	(3) その他必要な事項	

3	間伐及び保育に関する事項	14
	(1) 間伐の標準的な方法	
	(2) 保育の標準的な方法	
	(3) その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
	(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
	(2) その他必要な事項	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	18
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
	(4) その他必要な事項	
6	森林施業の合理化に関する事項	19
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
	(4) その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	20
	(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
	(4) その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	21
	(1) 保安林の整備に関する事項	
	(2) 保安施設地区の指定に関する事項	
	(3) 治山事業の実施に関する事項	
	(4) その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	21
	(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項	22
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
	(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	
	(3) 林野火災の予防の方針	

(4) その他必要な事項

第5	計画量等	
1	伐採立木材積	2 3
2	間伐面積	2 3
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	2 3
4	林道の開設又は拡張に関する計画	2 3
5	保安林整備及び治山事業に関する計画	2 4
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
第6	その他必要な事項	
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	2 4
2	その他必要な事項	2 7

Ⅲ 別表

別表1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	1
別表2	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2
別表3	鳥獣害防止森林区域	3
別表4	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	4
別表5	治山事業の数量	6
別表6	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	7

(附) 参考資料

1	森林計画区の概況	
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積	1
	(2) 地況	1
	(3) 土地利用の状況	3
	(4) 産業別就業者数	3
2	森林の現況	
	(1) 齢級別森林資源表	4
	(2) 制限林普通林別森林資源表	9
	(3) 市町村別森林資源表	1 0
	(4) 制限林の種類別面積	1 1
	(5) 樹種別材積表	1 2

(6) 荒廃地等の面積	-----	1 2
(7) 森林の被害	-----	1 2
3 林業の動向		
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	-----	1 3
(2) 林業事業体等の現況	-----	1 4
(3) 林業労働力の概況	-----	1 4
(4) 林業機械化の概況	-----	1 5
4 前期計画の実行状況		
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	-----	1 6
(2) 間伐面積	-----	1 6
(3) 人工造林・天然更新別面積	-----	1 6
(4) 林道の開設及び拡張の数量	-----	1 6
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	-----	1 7
5 林地の異動状況		
(1) 森林より森林以外への異動	-----	1 7
(2) 森林以外より森林への異動	-----	1 7
6 森林資源の推移		
(1) 分期別伐採立木材積等	-----	1 8
(2) 分期別期首資源表	-----	1 9

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

北海道の南西部に位置し、胆振総合振興局管内の中央部から東部に位置している。

北は石狩空知森林計画区に、西は後志胆振森林計画区に、東は日高森林計画区にそれぞれ接しており、南は太平洋に面している。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区の北西に樽前山やオロフレ山、北東に夕張山地が連なり、樽前山麓には緩やかな地形の森林が広がり、中央部には勇払平野が広がっている。

河川は、国有林を水源とする勇払川、白老川、鷗川などが太平洋に注いでいる。

イ 地質及び土壌

地質は、第三紀から第四紀の火山活動の影響により、各種の噴出岩類が発達している。

河川沿い海岸地帯の平坦部は第四紀に、その他の地域は第三紀に区分され、鷗川上流には蛇紋岩、かんらん岩が分布している。

土壌は、樽前山及び有珠山からの火山性噴出物が広く分布するとともに、東部には頁岩や砂岩が分布している。

ウ 気候

気候は、全般的に臨海性で、一部には海霧の発生や冷涼な地域を含むが、比較的温暖な気候となっている。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

1市4町から構成され、国有林は1市2町に所在している。

イ 人口

約212千人（平成27年国勢調査）で、全道の約3.9%となっている。

ウ 産業

農業は、冬温暖、夏冷涼な気候を活かして、水稻、野菜、畑作物、メロン、花き、肉用牛などが生産されており、多種多様な農業が展開されている。また、軽種馬の生産も盛んである。

水産業は、すけとうだら刺網、さけ定置網、ほっき貝漁業などの沿岸漁業が盛んである。

工業は、道内有数の工業都市並びに港湾都市である苫小牧市を中心に、石油精製、紙・パルプ、鉄鋼、自動車部品などの業種が主体を占め、かつ大規模事業所のウエイトが高いという特徴を持っている。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

森林面積は、総土地面積の約69%の162千haで、全道森林面積の約3%を占め、このうち林野庁所管の国有林が62千haとなっている。

森林蓄積は、全道の3%を占める21,290千m³であり、このうち国有林は7,615千m³となっている。国有林のha当たり蓄積は122m³で、全道平均147m³を下回っている。

人工林率は34%であり、国有林は36%と全道平均27%を上回っている。

イ 木材産業

令和元年度の製材の原木消費量は、全道の約8%を占める144千m³となっている。また、製材出荷量は、全道の約9%を占める72千m³となっている。

チップの原料消費量は全道の約11%を占める167千m³となっている。

ウ 林業事業体等の現況

令和元年度末現在の林業事業体は、造林業では16業者、素材生産業では22業者となっている。森林組合は、1組合が組織されている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採については、台風等の風倒被害木処理のため主伐量が増大した。

人工造林については、風倒被害地の復旧を重点的に図った結果増加した。

林道の開設又は拡張の数量については、利用区域内の事業実行の時期等を踏まえ、優先度の高いものから実行した結果減となった。

治山事業は、台風被害地の復旧等により実行量が増となった。

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	伐採立木材積						
	計画			実行			実行歩合
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	総数
総数	26	250	276	80	195	275	100%
針葉樹	22	228	250	64	179	243	97%
広葉樹	4	22	26	16	16	32	123%

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H28~R2年度)である。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
300	540	180%	45	124	276%	255	416	163%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H28~R2年度)である。

(3) 間伐面積

単位 面積 : ha

計画	実行	実行歩合
6,319	3,782	60%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分 (H28~R2年度) である。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 距離 : km

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	41	6	15%	3	5	167%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分 (H28~R2年度) である。

(5) 保安林の整備

該当なし。

(6) 治山事業

主な工種	計画	実行	実行歩合
溪間工 (箇所)	13	18	138%
山腹工 (箇所)	5	1	20%
植栽工 (ha)	12	12	100%
本数調整伐 (ha)	-	-	-

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分 (H28~R2年度) である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の有する公益的機能の発揮に対する国民の期待は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止のみならず、生物多様性の保全など、ますます多様で重層的なものとなってきている。

北海道の森林は、国民が期待する公益的機能の発揮に対し、北海道の美しく雄大な景観の形成や、豊かな野生生物の生育・生息環境の確保など、大きな役割を果たしている。

とりわけ、北海道の土地総面積の約39%、森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割は、大きなものとなっている。

特に生物多様性保全については、森林の整備にあたり、溪畔周辺の保全等による森林生態系のネットワークの形成や、樹種や林齢等の異なるさまざまなタイプの森林の分散的な配置など、森林の状態や変化に応じ、多種多様な生物相を安定的、長期的に支える視点が求められている。

北海道の国有林においては、このような森林の有する公益的機能をより一層発揮させるために、人工林の主伐箇所等において、天然力を活かした多様な森林づくりを推進するとともに、民有林と国有林が連携し、周辺民有林も含めた面的な機能発揮や、森林・林業の再生に向けた国有林野の資源、フィールド、人材等の積極的な活用を図っていくこととする。

特に、本森林計画区では、以下のような森林づくり等について取り組んでいくものとする。

- (1) 本計画区の国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業及び水産業の振興に資する観点から、重要な役割を果たしており、水源涵養を目的とした保安林を主体に全森林面積の98%が保安林に指定され、苫小牧市などの水源として重要な役目を担っているとともに、火山である樽前山などの影響を受け地質的に脆いことから、森林の保全に対する要望が高まっている。このため、河川流量を平準化し、渇水や洪水を緩和するとともに、土砂や濁水の流出を防止するなど、森林の有する水源涵養機能及び山地災害防止機能の持続的発揮に向けた森林の整備及び保全を推進する。
- (2) 森林の生物多様性の保全については、森林に対する社会的ニーズや立地条件、森林生態系の生産力や復元力に応じた適切な森林施業を組み合わせるなどにより、全体として森林生態系の種及び遺伝子の保管庫としての機能が最大限に発揮されることに留意しつつ、森林の整備及び保全を推進する。
国の天然記念物に指定されているクマゲラや国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。
- (3) 道内各地において大型バイオマス発電施設の稼働が進んでいることや、二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進する。
- (4) 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、若・壮齢級の人工林における間伐や、増加する高齢級の人工林における複層林施業等を積極的に推進するとともに、伐採後の着実な更新を図る。
- (5) 当計画区内のむかわ町では、平成24年に北海道とむかわ町が連携して森林認証を取得し、平成25年には国有林が加わり当地域に46千haの認証森林エリアが形成されており、地域における森林認証材の販売動向を収集し、関係機関と連携を図りつつ、認証材の普及啓発、地域の林業・木材産業の振興に努めるとともに、地域産材の需要の拡大等の取組みを推進する。
- (6) 平成16年の台風18号による風倒被害箇所については、引き続き風害を受けにくい森林として、多様な樹種、樹冠層により形成される育成複層林へ導くための施業を推進する。
- (7) 計画を効率的に実施し、地域の森林を一体的かつ総合的に森林整備・保全を推進し、民有林・国有林間が連携して連絡調整を図るとともに、森林整備推進協定の締結、森林共同施業団地の設定等の取組を推進する。
- (8) 令和2年に開設された白老町の「民族共生象徴空間（ウポポイ）」に隣接した国有林（ポロト自然休養林）において、地域と連携を図り、アイヌ文化を象徴する森林に誘導する取組みを推進する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考
総数		62,137.44	
市 町 別 内 訳	苫小牧市	19,473.52	
	白老町	22,660.83	
	厚真町	-	
	安平町	-	
	むかわ町	20,003.09	

注1) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。

2) 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、胆振東部森林管理署に備え置く。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を高度に発揮させる上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

寒冷な気候下にある、本計画区の国有林においては、自然条件等に応じ、天然力を活用した施業を主体として育成複層林へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努めることとする。また、育成単層林については、適切な間伐等の実施や適確な更新の確保により、健全な森林の育成に努めることとする。

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の適確な管理・保全等に加え、山地災害等の防止対策や病害虫及び野生鳥獣等による森林被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、森林の管理経営に欠くことのできない施設である林道等の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道等の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道等については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備や保安林制度の適切な運用を図ることとする。その中で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努める。

なお、森林の整備及び保全の推進に当たっては、森林が多種多様な生物の生育・生息地であることや、森林に対しては国民の多様なニーズがあることに十分配慮するとともに、森林は二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整

備の着実な実施や保安林等の適切な管理・保全等により、吸収源・貯蔵庫としての機能を十分に発揮できるよう努めるものとする。

森林の有する各機能を踏まえ、それぞれの機能の維持増進を図るための森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリ

エーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

すべての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。

このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積:ha 蓄積:m³/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	21,447	18,481
	育成複層林	10,320	13,406
	天然生林	27,025	26,906
森林蓄積(m ³ /ha)		140	160

注) 育成単層林： 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林： 森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林： 主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

2 その他必要な事項

(1) 水源涵養機能の持続的発揮に向けた森林整備

河川の上流域に位置する国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業及び水産業の振興等に資する観点から、特に水源涵養機能の発揮への期待が高い。

このため、将来の森林の姿を見据えた面的な広がりでの森林を取り扱うことに留意して、①将来とも育成単層林として維持していく林分については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、自然条件に応じて皆伐面積の縮小・分散や、間伐の繰り返しによる伐期の長期化、植栽による確実な更新を図り、②将来、育成複層林に誘導していく林分については、複層林、針広混交林等への誘導に向けた下層の光環境の確保、下層植生等の導入・育成に配慮した施業等を行っていくものとし、流域全体で水源涵養機能が持続的に発揮されることを目指すものとする。

特に、それぞれの施業目的に応じた間伐を重点的に行い、地球温暖化防止にも貢献していくとともに、路網を基幹として施業の集約化等を推進し、森林資源の有効利用を進めていくものとする。また、地域との連携・協働による水源林整備も積極的に進める。

なお、取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね50m以上（水辺からおおむね片側25m以上）の保護樹帯を設置する。

(2) クマゲラ、クマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

ア クマゲラ

北海道においては、その全域にわたり国の天然記念物に指定されているクマゲラが生息しているが、こうした大型のキツツキ類は、営巣や採餌のために樹木に開けた穴を多くの樹洞性動物が利用するなど、生態系のキーストーン種であるとされていることから、営巣木の保護区域等を設定するなど、その生息環境の保全に努める。

イ クマタカ・オオタカ

猛禽類の多くは陸上生態系において食物連鎖の頂点に位置する肉食動物として注目されており、このうちクマタカは我が国の森林生態系を代表する猛禽類であるが、将来における種の存続が危惧される状況になっていること、また、オオタカは平成29年9月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「国内希少野生動植物種」の指定が解除になったものの、比較的低山帯、平地林にも多く生息し、森林施業と密接に関わっていることから、引き続き、その生息環境の保全に努める。

ウ その他

このほかの希少野生生物（「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」に基づき定められている国内希少野生動植物種や環境省や北海道のレッドデータブックに掲載されている種など）についても、その生息・生育の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

(3) 平成16年台風18号災害への対応

風害を軽減するため多様な樹種・樹冠層により形成される森林を目指すこととし、引き続

き次により進めることとする。

ア 人工林の復旧は、疎植（疎仕立て）により植栽木の根系や樹冠の発達等を促進する。

イ 天然林の復旧は、被害が分散的であり、天然更新により復旧すること等を基本として、復旧手法を被害動態から4タイプ（大面積全面被害タイプ、交互帯状高齢林タイプ、小面積部分被害タイプ及び天然林周辺被害タイプ）に分類し、各タイプごとに風害を軽減するための森林へ誘導する。

また、被害跡地の復旧や地球温暖化防止に対する理解の促進のため、多くの国民参加の森林づくりを引き続き推進する。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限のある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木・枯損木や、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

（1）立木伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹 種	標準伐期齢
人 工 林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	" 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

(3) その他必要な事項

ア 水源涵養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、人工林における針葉樹と広葉樹が混交した保護樹帯の整備やモザイク状の森林への誘導のために行う抜き伐り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐りを実施する。

イ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮する

ウ 伐採、素材の集積場等に当たっては、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう、必要な措置を講ずるとともに、土砂の流出が生じないよう十分配慮する。

エ クマゲラ、クマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

(ア) クマゲラ

営巣木が確認された場合は、営巣木を中心に、おおむね半径50m以内を「営巣木保護区域」、おおむね半径500m以内を「緩衝区域」として設定する。

営巣木保護区域においては、営巣木の伐採は行わない。営巣木周辺では弱度の択伐、間伐以外の伐採は行わないとともに、産卵・抱卵・育雛期間（4～6月頃）は立ち入り

を控え、騒音の発生を防止する。

緩衝区域においては、伐採は択伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は面積5ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

(具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針の制定について」(平成18年6月29日付け18北計第27号)による。)

(イ) クマタカ・オオタカ

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径500m程度、オオタカについては半径250m程度の「営巣中心域」を設定する。また、クマタカ・オオタカともに、営巣木から半径2km程度の「高利用域」を設定する。

営巣木から半径50m程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期(クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月)に行い、皆伐が必要な場合は1ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内の人工林において皆伐を行う場合には、面積を5ha以下にするとともに、分散配置に努める。

(具体的な取扱いは、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針について」(平成30年1月23日付け29北計第76号)による。)

(ウ) その他

このほかの希少野生生物(「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された国内希少野生動植物種や環境省及び北海道のレッドデータブックに掲載された種など)についても、その生育・生息の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工造林によることとする。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

適地適木を基本として、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、育成複層林へ導くための施業を行う林分については、自然条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を目安とするが、多様な森林への誘導及び造林コストの低減等の観点から、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案しつつ、法令等の制限を遵守する中で、可能な限り低密度とする。

樹 種	基準本数(本数/ha)
トドマツ	3, 000
アカエゾマツ、エゾマツ	3, 000
カラマツ、グイマツ	2, 500
広葉樹	4, 000
クロマツ(海岸林)	10, 000
その他針葉樹	3, 000

注) 複層林施業については、上記の本数を目安としつつ、上木の樹冠を避けた範囲を植栽区域とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象及び気象害の発生状況その他の自然条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。また、天然力を積極的に活用するとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入も推進しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、大型機械の有効活用等も検討の上、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、極力乾燥期を避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

諸種の原因により枯損が発生し、将来の成林に支障がある場合は、その枯損原因を究明の上、速やかに補植を行う。

なお、人工下種は、自然条件等により天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

適地適木を基本とし、自然条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。
なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることとする。

(ア) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

(イ) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度、更新補助作業を行うなど、確実に更新を図る。

(ウ) 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

なお、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

また、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

(3) その他必要な事項

ア 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することにより、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するようにする。

実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械を活用するなど効率的な施業の実施を図るものとする。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)	11 齢級 (51～55年)	初回、2回目は原則列状間伐とし、3回目以降は単木・列状のいずれか（併用も含む）を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8 齢級 (36～40年)	11 齢級 (51～55年)	14 齢級 (66～70年)		
カラマツ、グイマツ	4 齢級 (16～20年)	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)	10 齢級 (46～50年)		
広葉樹	6 齢級 (26～30年)	9 齢級 (41～45年)	—		

注) 低密度植栽を行った場合や気象害などにより林分の閉鎖時期が遅れた場合には、間伐の時期を遅らせる等、柔軟に対応する。

(2) 保育の標準的な方法

ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐、鳥獣害防止対策等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりである。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	カラマツ	○	◎	○	○													
	トドマツ																	
	エゾマツ	○	◎	◎	○	○	○	○	○									
	アカエゾマツ																	
つる切・除伐	カラマツ						←	○	→									
	トドマツ																	
	エゾマツ									←	○	→			○	→		
	アカエゾマツ																	

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈の○は1回刈、◎は2回刈を示す。2回刈については、必要性を勘案のうえ画一的な実施を避けること、トドマツ等の下刈で、8年目については、必要な箇所に適用する。

3) つる切、除伐の←○→は標準年次と範囲を示している。

4) 地拵でササ等の根茎を除去した場合等においては、現地状況に応じて下刈回数の削減に取り組む。

ウ 保育の作業方法

(ア) 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。なお、目的樹種には、植栽木のみならず、現地の状況に応じ、高木性の天然更新木も含めるものとする（（イ）においても同様）。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

(イ) つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

(ウ) 除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。

また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、公益的機能の発揮及び利用上有用なものは、保残し育成することとする。

なお、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

(エ) 除伐Ⅱ類

目的樹種の本数密度が現に過密となっている林分、又は第1回目の間伐までに調整を行わないと過密となることが予想される林分を対象に、目的樹種間の競争緩和を目的的に実施する。

伐採木は、成長不良木、形質不良木等を対象とする。

(オ) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的な対策を行う。

(3) その他必要な事項

ア 森林の有する公益的機能を高度に発揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。このため、できる限り簡易で壊れにくい森林作業道等による路網整備を進めるとともに、ハーベスタ等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムによる間伐の普及を推進する。

イ 森林吸収源対策を推進するとともに森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

ウ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しない

よう配慮する。

エ 平成16年台風18号による被害地周辺の被害を免れた人工林についても、将来的に被害を受ける可能性があることから、受けにくい森林を整備することとし、若齢段階から密度調整を行い、適切な林分密度の維持・継続に努める。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。
ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有するレクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、伐期の延長とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林における自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業を推進する。

(2) その他必要な事項

すべての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることから、公益的機能別施業森林の区域の別を問わず、一定の広がりにおいて、その土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等については、その生態系の維持保存に特に配慮した適切な施業に努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとし、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

さらに、森林共同施業団地においては民有林林道等との連結など、効率的な路網の整備に配慮することとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	123	539
うち林業専用道	16	23

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度を基準に路網を整備する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/ha

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

- (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

指定の基準

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障が生ずる林分とする。

(4) その他必要な事項

ア 林道の開設に当たっては、林道規程に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

イ 林道工事におけるクマゲラ、クマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

林道工事の実施に当たっては、1の(3)のエにおける森林施業と同様の取扱いとする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注、経営の安定強化のための指導、機械化の促進や労働安全衛生の対策等の指導を図る。これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備や木材生産の効率化を図るため、チェーンソーとトラクタによる従来型の作業システムに替わる高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

(4) その他必要な事項

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムによる搬出間伐の実施、コンテナ苗植栽や伐採と造林の一貫作業システムの導入など造林・保育の低コスト化、森林バイオマスの有効活用、国有林の有するフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成及び林業技術の開発・普及に率先して取り組むほか、地方公共団体等との間の森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定等の取組の推進による民有林との連携の強化により、流域における林業の成長産業化の実現に向けて国有林の役割を継続的に果たしていくこととする。

また、民有林において導入された森林経営管理制度に関し、担い手となる市町村への森林技術情報の提供等の支援を行うとともに、対象森林の経営管理の再委託先となる意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組む。なお、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、意欲と能力のある林業経営者に委託するように配慮する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状態、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。

特に、森林作業道等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、溪流沿いの森林作業道等の設置は、極力避けるものとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないように法面緑化工、土留工、排水工などを必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

別表2に示すとおり。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法該当なし。

指定の基準

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の自然条件から判断して搬出方法を特定しなければ、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

(4) その他必要な事項

ア 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、育成複層林へ導くための施業等を推進することとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。

(2) 保安施設地区の指定に関する事項

保安施設地区については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業を行う必要がある森林又は土地について、指定する。

(3) 治山事業の実施に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。

また、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、総合的な流木対策を推進する。

(4) その他必要な事項

ア 治山工事におけるクマゲラ、クマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

治山工事の実施に当たっては、第3の1の(3)の工における森林施業と同様の取扱いとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

対象鳥獣に定められたエゾシカの鳥獣害防止森林区域については、別表3のとおり定める。

イ エゾシカ被害の防止の方法

森林の確実な更新、造林木の育成及び農林業被害の防止を目的として、以下の対策を行

う。

(ア) 簡易影響調査や自動撮影カメラの設置等のモニタリングにより生息状況の把握や被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等との連携及び学識者の意見を踏まえつつ、発生原因の究明及び早期防除に努め、エゾシカ捕獲事業等にも積極的に取り組む。

(イ) 北海道が策定する「北海道エゾシカ管理計画」に基づき個体数調整に協力するとともに、市町村が策定する被害防止対策及びその協議会への参画等を通じて、関係機関と連携を図る。

(ウ) 狩猟期間内における各種事業と狩猟との調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、効果的な被害の軽減に向けて取り組む。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

3 (1) アにおける対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3 (1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事は、都市近郊林、自然公園等、利用者の多い地域に発生していることから、森林巡視等による適切な森林管理を行う。

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施する。また、春先の乾燥時期には巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

(4) その他必要な事項

レクリエーション等を目的とした森林の保健・文化・教育的利用をはじめとして、森林の有する多面的な機能の発揮に対する期待が高まっており、森林の適正な保護と管理が重要となってきた。国有林の中で、利用者が多く見込まれる地域にあつては、現地の実態に即し森林の巡視を適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止並びに森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行うものとする。

クマゲラやクマタカ・オオタカが生息する森林については、林道や歩道からおおむね50

m以内の範囲に営巣木がある場合には、必要に応じて、営巣木の箇所の特定に結びつかないように留意して、入林の抑制等を行う。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	699	583	116	196	177	19	502	406	96
うち前半5年分	349	301	48	98	89	9	251	212	39

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総数	10,809
うち前半5年分	5,467

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総数	956	669
うち前半5年分	330	157

4 林道の開設及び拡張に関する計画

別表4に示すとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
保安林総数(実面積)	61,507	61,507	
水源涵養のための保安林	58,214	58,214	
災害防備のための保安林	3,274	3,274	
保健、風致の保存のための保安林	19	19	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
該当なし

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量
別表5に示すとおり。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 制限林の所在及び面積
別表6に示すとおり。

(2) 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

ア 主伐の方法

(ア) 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 伐採方法は、以下の3区分とする。

① 伐採種を定めない(皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの)

② 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地

の面積が0.05haを超えないもの)

③ 禁伐（すべての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

（ア）皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

（イ）1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。

（ウ）防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければならない。

（エ）択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じ得られる材積を超えないものとする。

（オ）択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。（指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。）

ウ 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

エ 植栽の方法、期間及び樹種

（ア）伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

（イ）植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して原則2年以内に行うものとする。

（ウ）植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

(3) 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特 別 保 護 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 一 種 特 別 地 域	<p>ア 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>イ 単木択伐法は、次の規定により行う。 (ア) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (イ) 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。</p>
第 二 種 特 別 地 域	<p>ア 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>イ 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>ウ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>エ 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。</p> <p>オ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。</p> <p>キ 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (ア) 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (イ) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第 三 種 特 別 地 域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

(4) 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

(5) 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 イ 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 ウ その他の森林にあつては伐採種を定めない。 エ 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 オ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

(6) その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

(7) その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

2 その他必要な事項

(1) 民有林と国有林が一体となった森林づくり

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林資源の循環利用の推進による地域産業の活性化や雇用の創出、森林の整備・保全の推進による公益的機能の持続的な発揮に向けた取組を実施する。

(2) 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用についての地域住民を含めた国民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するほか、木とふれあい、木に学び、木と生きるを基本とする「木育」を進めるなど、森林環境教育を推進し、森林・林業に関する普及・啓発に努める。これら森林環境教育の推進にあたっては、木材の利用は森林を育てることにつながり、地球温暖化対策に寄与することについても、理解の促進に努める。

(3) 開かれた国有林野事業の展開

森林の多面的な利用・活用のために、市民参加やボランティアの活動を支え、それに必要な情報を適切に発信することにより、広く開かれた国有林野事業を目指す。

(4) 濁水防止への配慮

水生生物の生息・生育環境の保全等のため、森林施業や土木工事等を実施する場合は、濁水の河川への流出防止に十分配慮する。

(5) アイヌ文化振興への貢献

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき、アイヌ文化振興に資する取組みを地域との連携を図り推進する。

III 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分		森林の区域	面積	施業方法
総数			62,137.42	
市内町 別	苫小牧市	※森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	19,473.50	Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(ア)のとおり。
	白老町		22,660.83	
	むかわ町		20,003.09	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分		森林の区域	面積	施業方法
総数			7,674.73	
市内町 別	苫小牧市	※森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	918.61	Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)のとおり。
	白老町		2,847.12	
	むかわ町		3,909.00	

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分		森林の区域	面積	施業方法
総数			62.94	
市内町 別	苫小牧市	※森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	—	Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)のとおり。
	白老町		—	
	むかわ町		62.94	

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分		森林の区域	面積	施業方法
総数			7,528.91	
市内町 別	苫小牧市	※森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	3,083.46	Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)のとおり。
	白老町		3,756.62	
	むかわ町		688.83	

別表2 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
総数		61,275	地形、地質、土壌等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出または崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、または地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないように特に林地保全に留意する。	水かん
苫小牧市	※森林の区域（林小班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	19,074		
白老町		22,424		
むかわ町		19,777		

注1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「その他」は砂防指定地である。

注2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表3 鳥獣害防止森林区域

単位 面積 : ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総 数				62,137.42
市 内町 訳村 別	苫小牧市	エゾシカ	※森林の区域（林班）は、北海道森林管理局計画課に備え置く別冊のとおりである。	19,473.50
	白老町			22,660.83
	むかわ町			20,003.09

注) 森林の区域は林班により表示するものとする。

別表4 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha

種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考	
自動車道 (管理)	林業専用道	苫小牧市	錦岡3号線	1.8	90		1-1		
	林業専用道	苫小牧市	丸山10号線	1.0	125	○	1-2		
	林業専用道	苫小牧市	糸井2号	3.1	174		1-3		
	林業専用道	苫小牧市	苫小牧11号線	1.5	42		2-4		
	林業専用道	苫小牧市	樽前第4	2.8	130		3-5		
	小計		5 路線		10.2	561			
	林業専用道	白老町	白水沢支線	1.1	58	○	4-6		
	林業専用道	白老町	飛生	1.9	86		4-7		
	小計		2 路線		3.0	144			
	林業専用道	むかわ町	新登川1号	0.5	162	○	5-8		
	林業専用道	むかわ町	新登川2号	0.5	107	○	5-9		
	林業専用道	むかわ町	坊主山支線	1.1	67	○	6-10		
	林業専用道	むかわ町	シュッタ17号	2.1	65		6-11		
	小計		4 路線		4.1	401			
	管理計			11 路線	17.3	1,106			
合計			11 路線	17.3	1,106				

注1) 四捨五入の関係から合計は必ずしも一致しない。

注2) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

注3) 林道開設計画図については、北海道森林管理局計画課に備え置く。

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	白老町	萩野横断林道萩野横断線	30	1	擁壁工
	小計	1 路線	30	1	
自動車道 (基幹)	むかわ町	福富林道島呂布線	200	1	溝渠工
	小計	1 路線	200	1	
基幹 計		2 路線	230	1	
自動車道 (管理)	むかわ町	大夕張界第1	100	1	溝渠工
	むかわ町	富内林道富内線	100	1	溝渠工
	小計	2 路線	200	2	
管理 計		2 路線	200	2	
合 計		4 路線	430	3	

別表5 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）			
苫小牧市	241～245,273～276,280,282,285～293, 1337・1342,1348・1352	13	溪間工・本数調整伐	
白老町	2～4,11,12,17～20,22,26～30,34, 95・96,101～103,131・132	17	山腹工・溪間工	
むかわ町	2006・2009,2017・2020・2022～2024, 2093・2094,2116～2122,2192, 2193	11	溪間工・山腹工・植栽 工	
合計		41		

別表6 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
保安林	水源かん養	苫小牧市	19,073.71	※保安林の指定施業要件の範囲内とする。		
		白老町	21,489.17			
		むかわ町	17,651.60			
	小 計		58,214.48			
	土砂流出防備	白老町	913.39			
		むかわ町	2,115.65			
	小 計		3,029.04			
	土砂崩壊防備	むかわ町	9.88			
	小 計		9.88			
	防風	苫小牧市	173.08			
		むかわ町	61.84			
	小 計		234.92			
	保健	苫小牧市	(1,346.63)			
		白老町	18.64			
			(562.79)			
小 計		(1,909.42)				
計		18.64				
計		(1,909.42)				
計		61,506.96				
砂防指定地	白老町	(18.88)	択伐、禁伐			
		21.34				
計		(18.88)				
計		21.34				

単位 面積 : ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	その他	
国立公園	特別保護地区	苫小牧市	(105.10)			支笏洞爺国立公園
	小 計		(105.10)			
	第一種特別地域	苫小牧市	(1,085.80)			
		白老町	(350.43)			
	小 計		(1,436.23)			
	第二種特別地域	苫小牧市	(241.71)			
		白老町	(1,189.74)			
	小 計		(1,431.45)			
	第三種特別地域	苫小牧市	(365.41)			
		白老町	(2,903.24)			
	小 計		(3,268.65)			
	計		(6,241.43)			
	鳥獣保護区特別保護地区	むかわ町	(61.08)			
計		(61.08)				
その他の制限林	苫小牧市	(6,396.48)			※Ⅱ 第6-1- (6) による。	
	白老町	(19,654.98)				
	むかわ町	(52.20)				
計		(26,103.66)				

注) () 書の数値は重複制限林で外数である。

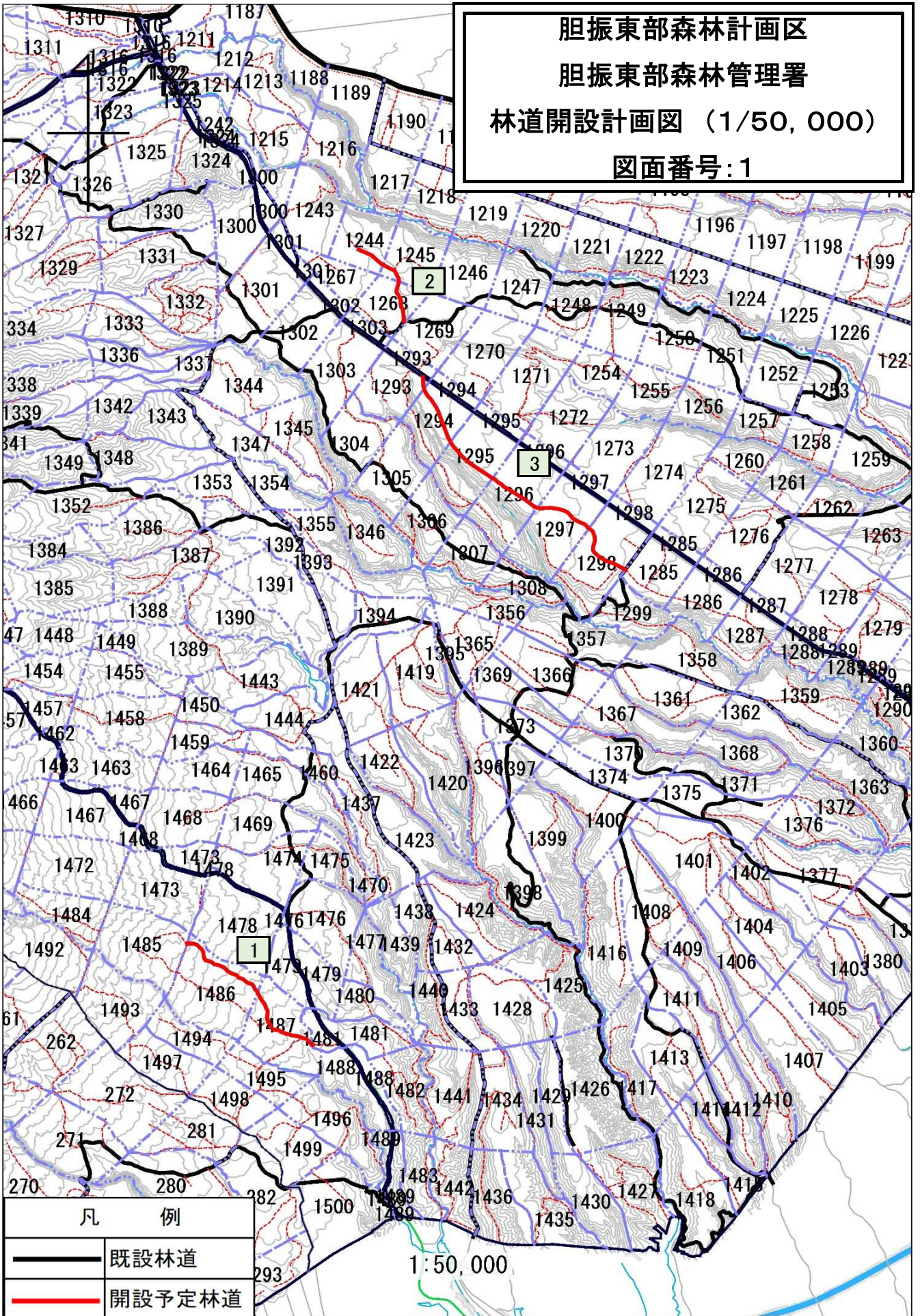
別 添

- 開設林道路線一覽表
- 林道開設設計画図

開設林道路線一覽表

森林計画区	森林管理(支)署	市町村	図面番号	路線番号	路 線 名	代表林班	延長(km)
胆振東部	胆振東部	苫小牧市	1	1	錦岡3号線	1486	1.8
胆振東部	胆振東部	苫小牧市	1	2	丸山10号線	1268	1.0
胆振東部	胆振東部	苫小牧市	1	3	糸井2号	1295	3.1
胆振東部	胆振東部	苫小牧市	2	4	苫小牧11号線	1177	1.5
胆振東部	胆振東部	苫小牧市	3	5	樽前第4	257	2.8
胆振東部	胆振東部	白老町	4	6	白水沢支線	29	1.1
胆振東部	胆振東部	白老町	4	7	飛生	28	1.9
胆振東部	胆振東部	むかわ町	5	8	新登川1号	2175	0.5
胆振東部	胆振東部	むかわ町	5	9	新登川2号	2173	0.5
胆振東部	胆振東部	むかわ町	6	10	坊主山支線	2122	1.1
胆振東部	胆振東部	むかわ町	6	11	シュッタ17号	2128	2.1
※ 図面上で開設林道路線は赤い線で表記						胆振東部森林計画区計	17.3

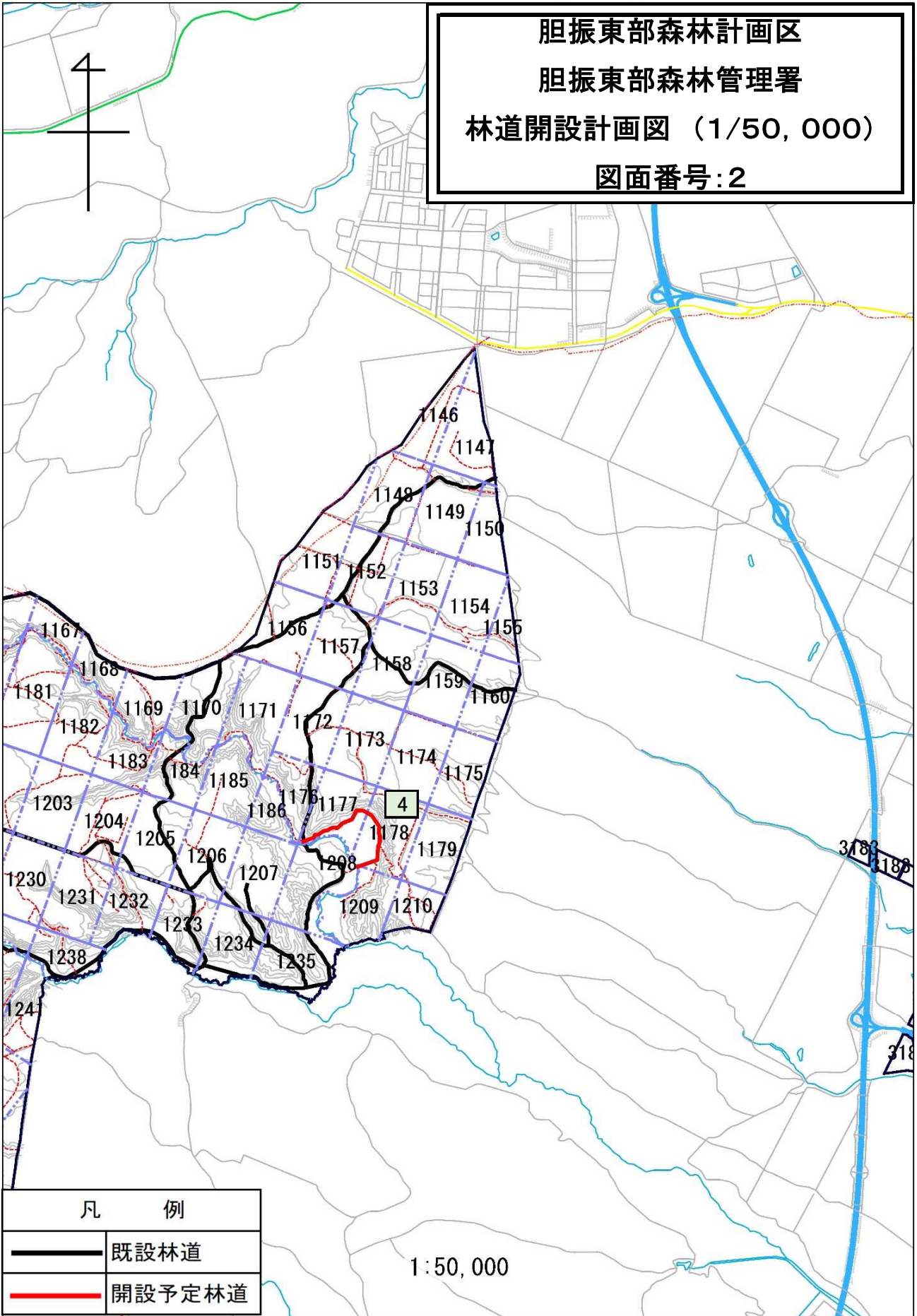
胆振東部森林計画区
胆振東部森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号:1



凡 例	
	既設林道
	開設予定林道

1:50,000

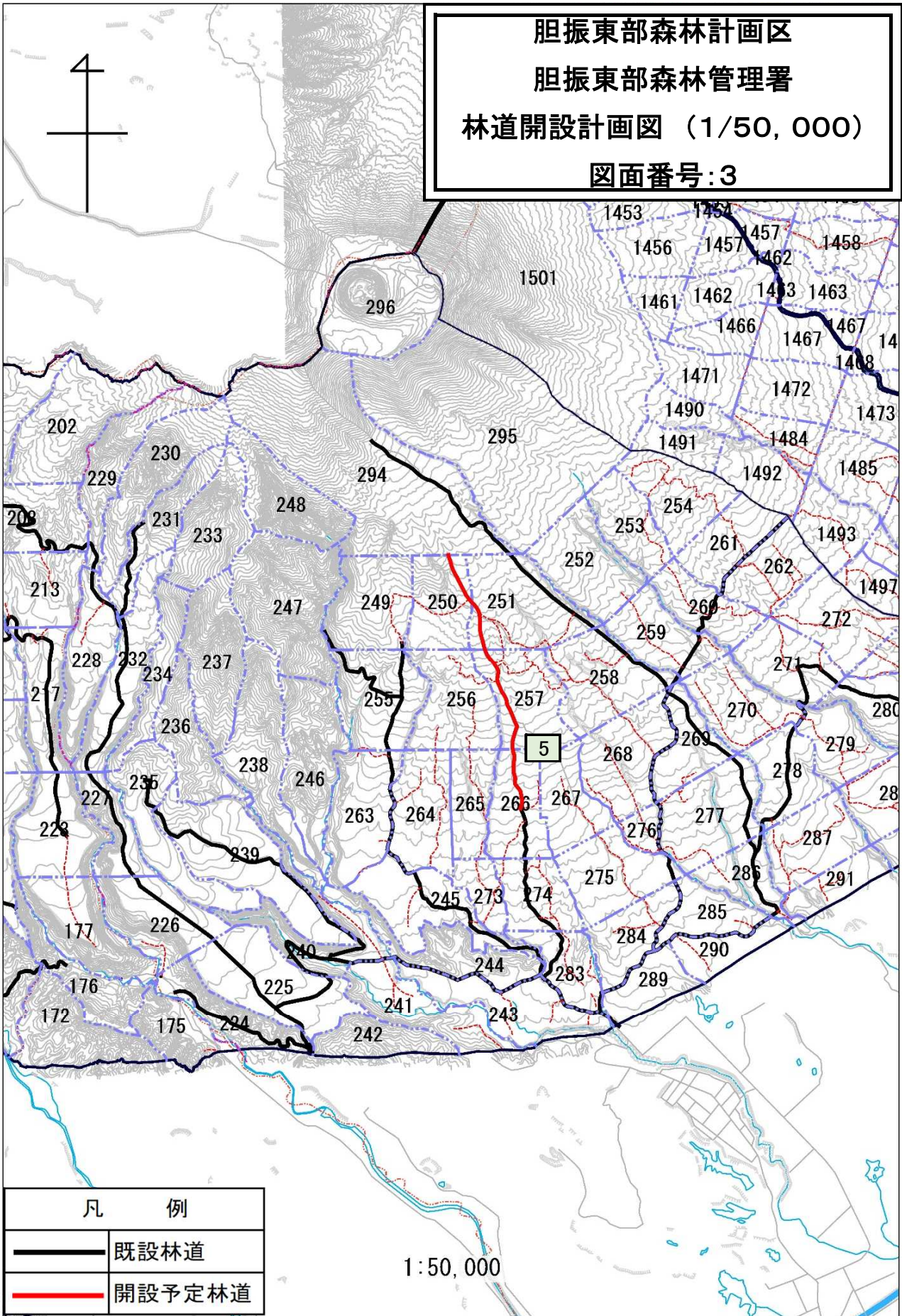
胆振東部森林計画区
 胆振東部森林管理署
 林道開設計画図（1/50,000）
 図面番号:2



凡 例

	既設林道
	開設予定林道

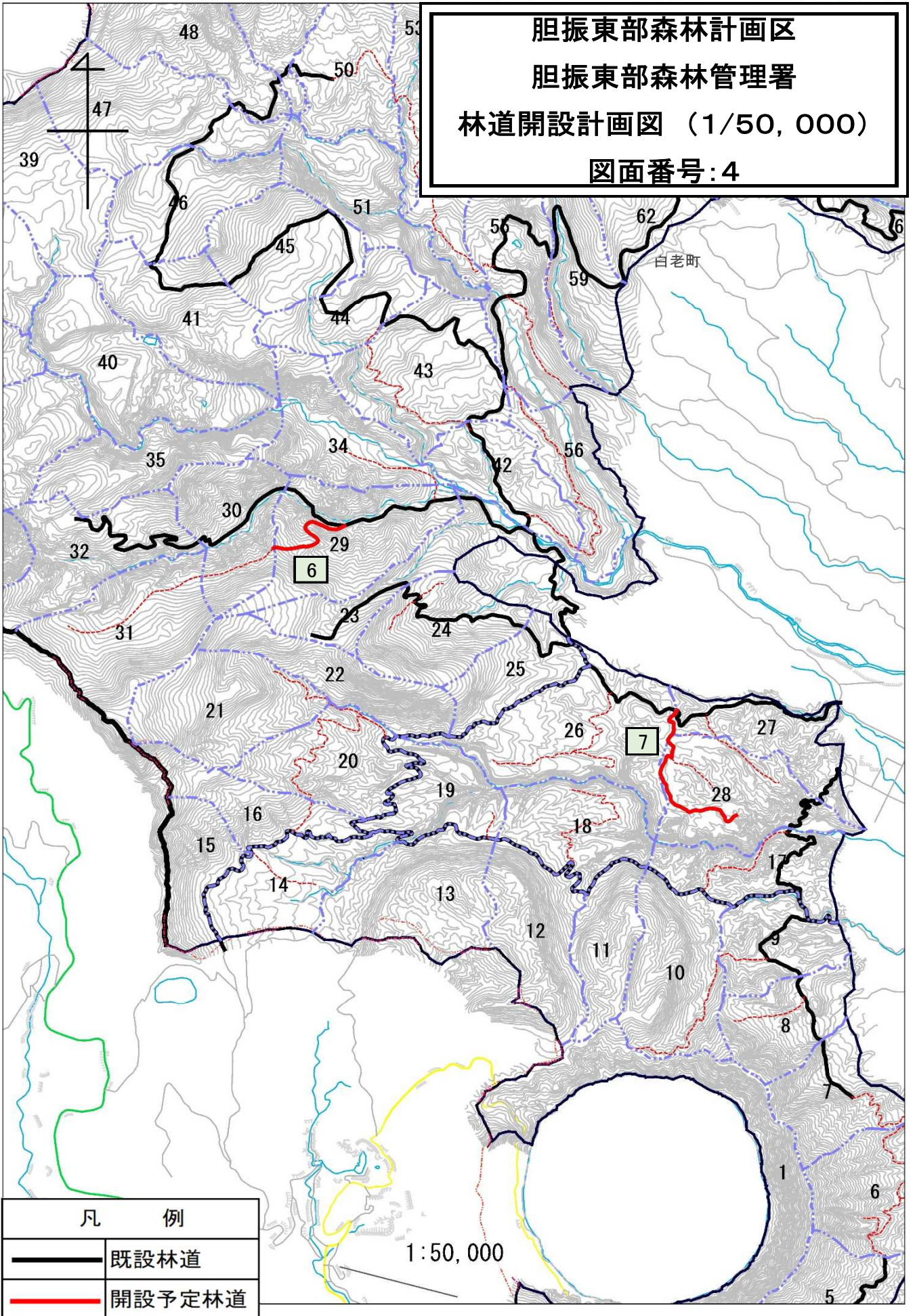
胆振東部森林計画区
 胆振東部森林管理署
 林道開設計画図 (1/50,000)
 図面番号:3



凡 例	
	既設林道
	開設予定林道

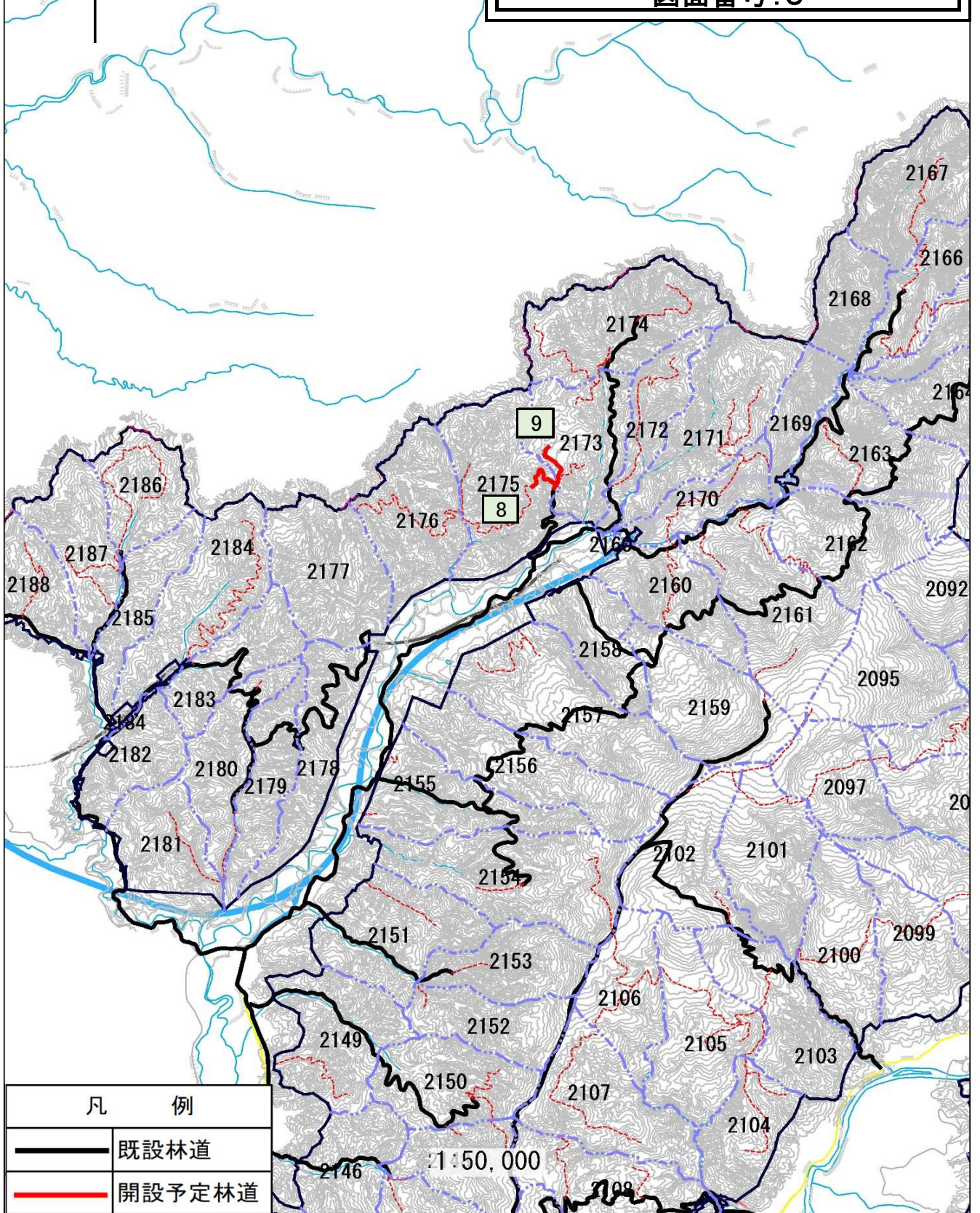
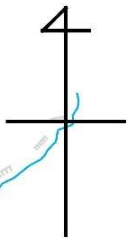
1:50,000

胆振東部森林計画区
 胆振東部森林管理署
 林道開設計画図 (1/50,000)
 図面番号:4



凡 例	
	既設林道
	開設予定林道

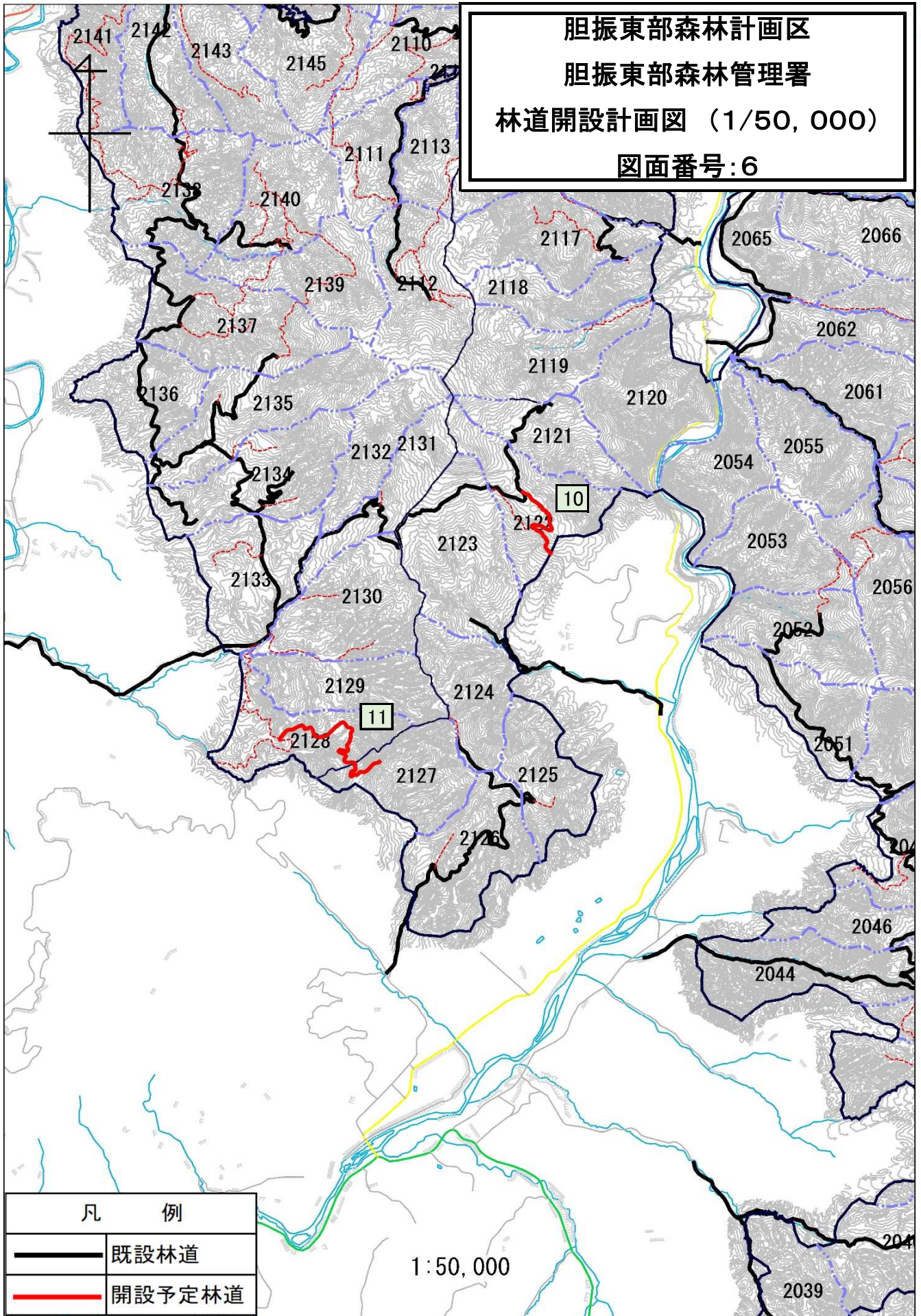
胆振東部森林計画区
 胆振東部森林管理署
 林道開設計画図 (1/50,000)
 図面番号:5



凡 例	
	既設林道
	開設予定林道

1:50,000

胆振東部森林計画区
胆振東部森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号:6



凡 例

	既設林道
	開設予定林道

1:50,000

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha

区 分	区域面積 (A)	森 林 面 積			森林比率 B/A	
		総数(B)	国有林	民有林		
総 数	234,034	162,280	63,449	98,832	69%	
市 町 村 内 訳	苫小牧市	56,157	33,142	19,486	13,656	59%
	白老町	42,564	33,703	22,843	10,861	79%
	厚真町	40,461	28,471	-	28,471	70%
	安平町	23,716	10,737	1,118	9,619	45%
	むかわ町	71,136	56,226	20,002	36,224	79%

注1) 区域面積は「第127回(令和2年)北海道統計書」、森林面積は「平成30年度北海道林業統計(令和2年3月)」による。

なお、森林面積(国有林)は、森林管理局所管国有林及びその他国有林である。

注2) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	気温(°C)			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	風速(m/s)		風向	備考
	最高	最低	平均			最大	平均		
安平				829	52				アメダス
穂別	31.7	-22.9	7.5	869	38	10.2	1.5	南西	アメダス
厚真	32.9	-23.6	7.9	798		13.3	2.4	南	アメダス
鶴川	30.7	-20.4	8.1	684		15	2.8	北北西	アメダス
苫小牧	30.9	-14.5	8.7	933	28	15.8	3.1	南西	気象台・測候所
白老	30.8	-14.8	8.6	1,073	25	13.6	2.7	南西	アメダス
森野	31.0	-15.4	7.6	2,323		7.8	1.3	北北西	アメダス

注1) 気象庁HP「気象統計情報(<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>)」検索結果による。

2) 気象データは2020年のデータである。

イ 地 勢

(ア) 主な山岳

山岳名	標高(m)	所在等
樽前山	1,041	苫小牧市・千歳市
ホロホロ山	1,322	伊達市・白老町

注) 第127回(令和2年)北海道統計書による。

(イ) 主な河川等

河川名	主たる経過地	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	備考
鵠川	占冠村・むかわ町	135	1,270	一級河川

注) 第127回(令和2年)北海道統計書による。

湖沼名	所在地	面積 (km ²)	備考
倶多楽湖	白老町	4.70	
ウトナイ湖	苫小牧市	2.10	

注) 第127回(令和2年)北海道統計書による。

(3) 土地利用の状況

単位 面積:ha

区 分	総数	森林	農 地			その他		
			総数	うち田	うち畑		うち牧場	
総 数	234,034	162,280	24,782	8,522	11,960	4,300	46,972	
市町村内訳	苫小牧市	56,157	33,142	1,431	-	810	621	21,584
	白老町	42,564	33,703	2,243	-	859	1,384	6,618
	厚真町	40,461	28,471	6,342	3,417	2,629	296	5,648
	安平町	23,716	10,737	7,834	1,290	5,773	771	5,145
	むかわ町	71,136	56,226	6,932	3,815	1,889	1,228	7,978

注1) 総数及び農地は「令和2年北海道統計書」、森林面積は「平成30年度北海道林業統計」による。

2) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(4) 産業別就業者数

単位 人数:人

区 分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	
		総数	農業	林業	漁業				
総 数	95,108	5,415	4,596	325	494	22,962	60,943	5,788	
市町村内訳	苫小牧市	76,793	1,273	1,044	90	139	19,105	50,802	5,613
	白老町	7,037	721	414	49	258	1,923	4,308	85
	厚真町	2,787	945	891	29	25	489	1,318	35
	安平町	4,006	999	975	24	-	664	2,313	30
	むかわ町	4,485	1,477	1,272	133	72	781	2,202	25

注) 平成27年国勢調査による。

2 森林の現況
(1) 齢級別森林資源表

森林計画区:003 胆振東部

単位 面積:ha、材積:1,000m³、立竹:1,000束、成長量:1,000m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	62,137.42	8,226	124	161.27	4	6	1,221.53	19	1	1,743.61	19	1	1,743.61	19	1
総数	58,792.49	8,226	124	161.27	4	6	1,221.53	19	1	1,743.61	19	1	1,743.61	19	1
針	30,641.50	3,833	77	161.27	4	5	1,120.37	12	1	1,557.80	12	1	1,557.80	12	1
広	28,150.99	4,394	48		3		101.16	7		185.81	7		185.81	7	
総数	21,688.81	2,898	65	84.99	3	1	262.49	17	1	719.23	17	1	719.23	17	1
針	21,027.33	2,655	62	84.99	3	1	254.94	10	1	542.68	10	1	542.68	10	1
広	661.48	243	3		3		7.55	6		176.55	6		176.55	6	
単層林	21,471.40	2,870	64	19.73	3	1	255.40	16	1	697.08	16	1	697.08	16	1
成層林	20,809.92	2,630	61	19.73	3	1	247.85	9	1	520.53	9	1	520.53	9	1
広	661.48	240	3		3		7.55	6		176.55	6		176.55	6	
人工林	(217.41)														
複層林	217.41	28	1	65.26			7.09	1		22.15	1		22.15	1	
成層林	217.41	25	1	65.26			7.09	1		22.15	1		22.15	1	
広		2													
総数	37,103.68	5,328	59	76.28		5	959.04	2		1,024.38	2		1,024.38	2	
針	9,614.17	1,177	15	76.28		5	865.43	2		1,015.12	2		1,015.12	2	
広	27,489.51	4,151	44				93.61			9.26			9.26		
天然林															
単層林															
成層林															
複層林	10,078.44	1,253	18	76.17		5	959.04	2		1,024.38	2		1,024.38	2	
針	5,423.73	473	8	76.17		5	865.43	2		1,015.12	2		1,015.12	2	
広	4,654.71	780	10				93.61			9.26			9.26		
天然林	27,025.24	4,075	41	0.11											
針	4,190.44	705	7	0.11											
広	22,834.80	3,371	34												
竹林															
無立木地	3,344.93														

注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:003 胆振東部

単位 面積:ha、材積:1,000m³、立竹:1,000束、成長量:1,000m³

区分	5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	151.71	3		106.77	4		779.15	92	5	1,765.64	240	10	2,084.73	310	10
総数	151.71	3		106.77	4		779.15	92	5	1,765.64	240	10	2,084.73	310	10
針	135.47	2		98.01	3		756.17	89	5	1,716.54	232	10	1,995.44	298	10
広	16.24	1		8.76	1		22.98	3		49.10	8		89.29	13	
総数	139.88	2		102.85	4		767.84	92	5	1,727.00	238	10	1,966.10	301	10
針	132.58	2		95.99	3		750.30	89	5	1,699.40	230	10	1,958.21	294	10
広	7.30	1		6.86	1		17.54	3		27.60	7		7.89	7	
総数	112.05	1		79.99	3		735.61	90	5	1,727.00	238	10	1,966.10	301	10
針	104.75	1		73.13	3		718.07	87	5	1,699.40	230	10	1,958.21	294	10
広	7.30	1		6.86	1		17.54	3		27.60	7		7.89	7	
育 成															
育 成															
針	27.83	1		22.86			32.23	2							
広	27.83	1		22.86			32.23	2							
総数	11.83			3.92	1		11.31			38.64	3		118.63	10	
針	2.89			2.02			5.87			17.14	1		37.23	4	
広	8.94			1.90	1		5.44			21.50	1		81.40	6	
育 成															
育 成															
針	11.83			3.47	1		11.26			24.92	2		50.47	7	
針	2.89			1.57			5.87			17.14	1		29.01	3	
広	8.94			1.90	1		5.39			7.78			21.46	4	
総数				0.45			0.05			13.72	1		68.16	3	
針				0.45									8.22	1	
広							0.05			13.72	1		59.94	3	
竹林															
無立木地															

注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:003 胆振東部

単位 面積:ha、材積:1,000m³、立竹:1,000束、成長量:1,000m³

区分	1 0 齢級			1 1 齢級			1 2 齢級			1 3 齢級			1 4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	5,547.77	706	18	4,776.58	617	13	3,528.15	495	7	2,347.36	301	4	1,717.39	194	2
総数	5,547.77	706	18	4,776.58	617	13	3,528.15	495	7	2,347.36	301	4	1,717.39	194	2
針	4,221.09	541	14	4,291.81	527	11	2,982.19	398	6	2,126.97	257	3	969.86	116	1
広	1,326.68	165	4	484.77	89	1	545.96	97	1	220.39	44	1	747.53	78	1
総数	3,605.20	513	13	4,161.87	538	11	2,999.39	431	6	2,098.39	277	3	699.85	104	1
針	3,600.59	482	13	4,120.16	508	11	2,803.81	378	5	2,013.04	245	3	680.29	88	1
広	4.61	31		41.71	30		195.58	53	1	85.35	32		19.56	16	
育	3,605.20	513	13	4,161.87	537	11	2,999.39	426	6	2,098.39	277	3	699.85	99	1
成	3,600.59	482	13	4,120.16	507	11	2,803.81	375	5	2,013.04	245	3	680.29	83	1
林	4.61	31		41.71	30		195.58	51	1	85.35	32		19.56	16	
人工林				(35.01)			(56.85)			(3.07)			(41.78)		
育					1			5						6	
成					1			3						5	
林								2							
総数	1,942.57	193	4	614.71	78	2	528.76	64	1	248.97	24	1	1,017.54	89	2
針	620.50	59	1	171.65	19		178.38	20		113.93	12		289.57	27	1
広	1,322.07	134	3	443.06	59	1	350.38	44	1	135.04	12		727.97	62	1
天然林															
育															
成															
林															
総数	631.96	59	1	505.43	62	1	425.19	54	1	237.46	23	1	400.87	59	1
針	218.44	17		154.78	16		174.52	20		110.05	12		220.74	25	
広	413.52	41	1	350.65	46	1	250.67	34	1	127.41	12		180.13	34	
天然林	1,310.61	134	3	109.28	16		103.57	10		11.51	1		616.67	31	1
針	402.06	42	1	16.87	3		3.86	3		3.88			68.83	2	
広	908.55	92	2	92.41	13		99.71	10		7.63	1		547.84	28	
竹林															
無立木地															

注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:003 胆振東部

単位:面積:ha、材積:1,000m³、立竹:1,000束、成長量:成長量:1,000m³

区分	1 5 齢級			1 6 齢級			1 7 齢級			1 8 齢級			1 9 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	406.55	57	1	979.89	156	2	964.20	148	2	1,388.01	231	3	732.58	101	1
総数	406.55	57	1	979.89	156	2	964.20	148	2	1,388.01	231	3	732.58	101	1
針	238.32	36	1	615.04	87	1	789.69	106	1	914.49	145	2	282.81	43	1
広	168.23	21		364.85	69	1	174.51	42		473.52	86	1	449.77	58	1
総数	204.85	33		345.49	55	1	712.01	108	1	515.00	88	1	178.79	35	
針	197.82	28		344.38	47	1	704.97	96	1	488.94	77	1	178.79	31	
広	7.03	4		1.11	8		7.04	12		26.06	11			4	
育単層林	204.85	33		345.49	55	1	712.01	108	1	515.00	88	1	178.79	33	
育複層林	197.82	28		344.38	47	1	704.97	96	1	488.94	77	1	178.79	28	
人工林	7.03	4		1.11	8		7.04	12		26.06	11		(15.23)	4	
立木地							(1.56)								
総数	201.70	24		634.40	102	1	252.19	40	1	873.01	143	2	553.79	66	1
針	40.50	8		270.66	40	1	84.72	10		425.55	68	1	104.02	13	
広	161.20	16		363.74	61	1	167.47	30		447.46	75	1	449.77	53	1
育単層林															
育複層林															
天然林	115.27	17		407.21	68	1	208.14	32		757.75	137	2	212.80	27	
針	40.50	8		253.71	38	1	79.91	9		414.86	68	1	53.06	6	
広	74.77	9		153.50	30		128.23	23		342.89	69	1	159.74	21	
総数	86.43	7		227.19	34		44.05	9		115.26	6		340.99	39	1
針				16.95	2		4.81	1		10.69			50.96	6	
広	86.43	7		210.24	32		39.24	8		104.57	5		290.03	33	
竹林															
無立木地															

注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:003 胆振東部

単位 面積:ha、材積:1,000m³、立竹:1,000束、成長量:1,000m³

区分	2.0 齢級			2.1 齢級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	479.45	87	1	27,761.04	4,455	44
総数	総数	87	1	27,761.04	4,455	44
	針	210.26	35	5,310.72	900	9
	広	269.19	52	22,450.32	3,556	35
人工林	総数	125.49	28	161.85	31	
	針	121.14	23	144.06	23	
	広	4.35	5	17.79	8	
育成林	総数	125.49	23	161.85	27	
	針	121.14	18	144.06	19	
	広	4.35	4	17.79	8	
育成林	面積	(29.16)		(34.75)		
	総数		5		4	
	針		5		4	
天然林	総数	353.96	59	27,599.19	4,425	43
	針	89.12	12	5,166.66	877	9
	広	264.84	47	22,432.53	3,548	34
育成林	総数					
	針					
	広					
育成林	総数	149.22	22	3,826.74	676	8
	針	65.19	8	1,587.84	235	3
	広	84.03	14	2,238.90	441	5
天然林	総数	204.74	37	23,772.45	3,748	36
	針	23.93	4	3,578.82	642	6
	広	180.81	33	20,193.63	3,106	30
無立木地						

注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ其林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

森林計画区:003 胆振東部

区分	立木地										無立木地等				計										
	人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地											
	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計																
制限林	面積	針	20,808.39	217.41	21,025.80	5,423.73	4,190.44	9,614.17																	
		広	659.04		659.04	4,654.71	22,738.07	27,382.78																	
	計		21,467.43	217.41	21,684.84	10,078.44	26,918.51	36,996.95							3,110.36					3,120.34	61,802.13				
制限林	材積	針	2,629,593	25,468	2,655,061	472,783	704,538	1,177,321																	
		広	239,977	2,401	242,378	780,202	3,363,733	4,143,935														4,386,313			
	計		2,869,570	27,869	2,897,439	1,252,985	4,068,271	5,321,256														8,218,695			
制限林	成長量	針	61,115.0	522.1	61,637.1	7,817.7	7,329.7	15,147.4																	
		広	3,220.5	27.3	3,247.8	10,423.1	33,886.4	44,309.5															47,557.3		
	計		64,335.5	549.4	64,884.9	18,240.8	41,216.1	59,456.9															124,341.8		
普通林	面積	針	1.53		1.53																				
		広	2.44		2.44																				
	計		3.97		3.97																		109.17		
普通林	材積	針	327		327																				
		広	366		366																			327	
	計		693		693																			7,439	
普通林	成長量	針	7.1		7.1																				
		広	6.0		6.0																				7.1
	計		13.1		13.1																				10.2
計	面積	針	20,809.92	217.41	21,027.33	5,423.73	4,190.44	9,614.17																	
		広	661.48		661.48	4,654.71	22,834.80	27,489.51																	
	計		21,471.40	217.41	21,688.81	10,078.44	27,025.24	37,103.68																	
計	材積	針	2,629,920	25,468	2,655,388	472,783	704,538	1,177,321																	
		広	240,343	2,401	242,744	780,202	3,370,806	4,151,008																	
	計		2,870,263	27,869	2,898,132	1,252,985	4,075,344	5,328,329																	
計	成長量	針	61,122.1	522.1	61,644.2	7,817.7	7,329.7	15,147.4																	
		広	3,226.5	27.3	3,253.8	10,423.1	33,890.6	44,313.7																	
	計		64,348.6	549.4	64,898.0	18,240.8	41,220.3	59,461.1																	

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

森林計画区:003 胆振東部

市町村	区分	人工林					立木地					無立木地等					計		
		育成層林		育成複層林		計	育成単層林		育成複層林		天然生林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外 の土地		計	
		育成層林	育成複層林	育成層林	育成複層林		育成層林	育成複層林	育成層林	育成複層林									
苫小牧市	面積	針	8,618.93	156.02	8,774.95			2,729.57	637.89	3,367.46									
		広	501.49		501.49			1,273.39	4,291.85	5,565.24									
	材積	針	9,120.42	156.02	9,276.44			4,002.96	4,929.74	8,932.70						1,264.36	1,264.36	19,473.50	
		広	943,608	16,555	960,163			89,530	78,346	167,876								1,128,039	
	成長量	針	1,112,242	18,834	1,131,076			212,682	610,366	823,048									1,954,124
		広	21,512.7	301.5	21,814.2			2,876.2	1,329.5	4,205.7									26,019.9
白老町	面積	針	2,309.6	25.8	2,335.4			2,300.5	6,620.1	8,920.6									11,256.0
		広	23,822.3	327.3	24,149.6			5,176.7	7,949.6	13,126.3									37,275.9
	材積	針	6,410.80	21.17	6,431.97			388.88	1,565.63	1,954.51									8,386.48
		広	54.94		54.94			907.84	11,940.05	12,847.89									12,902.83
	成長量	針	6,465.74	21.17	6,486.91			1,296.72	13,505.68	14,802.40			6.43						22,660.83
		広	902,648	1,722	904,370			41,992	232,718	274,710									1,179,080
むかわ町	面積	針	40,409	96	40,505			123,855	1,605,120	1,728,975									1,769,480
		広	943,057	1,818	944,875			165,847	1,837,838	2,003,685									2,948,560
	成長量	針	21,306.1	64.5	21,370.6			893.2	2,867.7	3,760.9									25,131.5
		広	490.2	1.2	491.4			2,605.7	18,010.4	20,616.1									21,107.5
	材積	針	21,796.3	65.7	21,862.0			3,498.9	20,878.1	24,377.0									46,239.0
		広	5,780.19	40.22	5,820.41			2,305.28	1,986.92	4,292.20									10,112.61
むかわ町	面積	針	105.05		105.05			2,473.48	6,602.90	9,076.38									9,181.43
		広	5,885.24	40.22	5,925.46			4,778.76	8,589.82	13,368.58									19,294.04
	成長量	針	783,664	7,191	790,855			341,261	393,474	734,735									1,525,590
		広	31,300	26	31,326			533,195	1,233,666	1,766,861									1,798,187
	材積	針	814,964	7,217	822,181			874,456	1,627,140	2,501,596									3,323,777
		広	18,303.3	156.1	18,459.4			4,048.3	3,132.5	7,180.8									25,640.2
森林計画計	面積	針	426.7	0.3	427.0			5,516.9	9,260.1	14,777.0									15,204.0
		広	18,730.0	156.4	18,886.4			9,565.2	12,392.6	21,957.8									40,844.2
	成長量	針	20,809.92	217.41	21,027.33			5,423.73	4,190.44	9,614.17									30,641.50
		広	661.48		661.48			4,654.71	22,834.80	27,489.51									28,150.99
	材積	針	21,471.40	217.41	21,688.81			10,078.44	27,025.24	37,103.68									58,792.49
		広	2,629,920	25,468	2,655,388			472,783	704,538	1,177,321									3,832,709
成長量	針	240,343	2,401	242,744			780,202	3,370,806	4,151,008									4,393,752	
	広	2,870,263	27,869	2,898,132			1,252,985	4,075,344	5,328,329									8,226,461	
材積	針	61,122.1	522.1	61,644.2			7,817.7	7,329.7	15,147.4									76,791.6	
	広	3,226.5	27.3	3,253.8			10,423.1	33,890.6	44,313.7									47,567.5	
成長量	針	64,348.6	549.4	64,898.0			18,240.8	41,220.3	59,461.1									124,359.1	
	広																		

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
 2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

(4) 制限林の種類別面積

森林計画区:003 胆振東部

単位:ha

区分	市町村				合計
	苫小牧市	白老町	むかわ町	合計	
水源かん養保安林	19,073.71	21,489.17	17,651.60		58,214.48
土砂流出防護保安林		913.39	2,115.65		3,029.04
土砂崩壊防護保安林			9.88		9.88
飛砂防護保安林					
防風保安林	173.08		61.84		234.92
水害防護保安林					
潮害防護保安林					
干害防護保安林					
防雪保安林					
防霧保安林					
なたれ防止保安林					
落石防止保安林					
防火保安林					
魚つぎ保安林					
航行目標保安林					
保健保安林	18.64	(562.79)			18.64
風致保安林					
計	(1,346.63)	(562.79)	19,838.97		(1,909.42)
保安施設地区	19,265.43	22,402.56			61,506.96
砂防指定地		(18.88)			21.34
特別保護地区	(105.10)				(105.10)
第一種特別地域	(1,085.80)	(350.43)	4.14		(1,436.23)
第二種特別地域	(241.71)	(1,189.74)	18.26		(1,431.45)
第三種特別地域	(365.41)	(2,903.24)	19.57		(3,268.65)
地種区分未定地域					
計	(1,798.02)	(4,443.41)	41.97		(6,241.43)
特別保護地区					
第一種特別地域					
第二種特別地域					
第三種特別地域					
地種区分未定地域					
計					
第一種特別地域					
第二種特別地域					
第三種特別地域					
地種区分未定地域					
計					
原生自然環境保全地域					
自然環境保全地域特別地区					
鳥獣保護区特別保護地区			(61.08)		(61.08)
緑地保全地区					
風致地区					
特別母樹林					
史跡名勝天然記念物					
種の保存法による管理地区					
その他	(6,396.48)	19.39	(19,654.98)	183.13	(26,103.66)
合計	(9,541.13)	19,314.18	(24,680.06)	22,649.00	(34,334.47)
			(113.28)	19,838.97	61,802.15

注) () 書の数値は重複制限林で外数である。

(5) 樹種別材積表

単位:m³

		人工林	天然林	無立木地	その他	計
針葉樹	スギ	117	6			123
	カラマツ	313,461	20,086			333,547
	グイマツF1	47	25			
	アカマツ	5	1,467			1,472
	トドマツ	1,628,966	694,282			2,323,248
	エゾマツ	677,131	445,022			1,122,153
	他針葉樹	35,661	16,433			52,094
	小計	2,655,388	1,177,321	0	0	3,832,637
広葉樹	ナラ類	4,110	547,222			551,332
	カンバ類	27,223	806,270			833,493
	カエデ類	148	652,556			652,704
	シナノキ	27	401,672			401,699
	タモ類	9,564	11,640			21,204
	他広葉樹	201,672	1,731,648			1,933,320
	小計	242,744	4,151,008			4,393,752
合計		2,898,132	5,328,329	0	0	8,226,389

(6) 荒廃地等の面積

単位:ha

市町村名	荒廃地
白老町	9.46
計	9.46

(7) 森林の被害

単位:ha

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総数	343	129	228

注) 北海道森林管理局事業統計書による。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

振興局	組合名	市町村 (地区)	組合員数 (人)	組合員所有 森林面積 (ha)
胆振総合振興局	苫小牧広域森林組合	苫小牧市	1,009	40,201
		登別市		
		白老町		
		厚真町		
		安平町		
		むかわ町		

(注1) 市町村(地区)は、組合定款に規定する市町村の区域。

(注2) 森林組合現況調査一覧(令和元年度)による。

(2) 林業事業体等の現況

単位:事業体

市町村	造林業	素材 生産業	木材・木製品製造業						
			製材	チップ	合単板	フローリング	集成材	プレカット	計
総数	(16) 16	(24) 22	7	(7) 9	0	0	0	5	(7) 21
苫小牧市	(5) 5	(5) 5	4	(4) 4				4	(4) 12
白老町	(3) 3	(5) 3	1	(1) 2				1	(1) 4
厚真町	(1) 1	(2) 2							- -
安平町		(1) 1	1	(1) 1					(1) 2
むかわ町	(7) 7	(11) 11	1	(1) 2					(1) 3

注1) 北海道水産林務部林務局林業木材課調べ(令和元年度実績)による。

注2) 造林業及び素材生産業上段の()は、森林組合を除いた事業体数の内数。

注3) チップ上段の()は、製材工場との兼業で内数。

(3) 林業労働力の概況

単位:人

	総就労者	林業 就労者
S50年	84,844	966
S55年	95,918	838
S60年	96,265	756
H 2年	100,509	542
H 7年	109,462	379
H12年	105,882	330
H17年	100,522	324
H22年	99,731	291
H27年	95,108	325

注) 平成27年国勢調査報告による。

(4) 林業機械化の概況

単位 台数:台

機 械 種 名		台数	説 明
索 道	重 量 式	-	素材の自重を利用して移送するもの
	動 力 式	-	動力を持って移動するもの
集 材 機	小 型	-	10PS未満のもの
	大 型	1	10PS以上のもの
モノケール		-	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ		-	遠隔操作による小型可搬式木寄せ機
自走式搬機		-	架線上を走行し素材の巻き上げ及び移送を行う搬機
モノレール		-	跨座式及び懸垂式
運 材 車		-	20PS未満のもの
		1	20PS以上のもの
ホイールタイプトラクタ		4	素材等を牽引して集材等の作業に用いる(車輪式のもの)
クローラタイプトラクタ		-	ホイールトラクタと同じ作業に用いる(履带式のもの)
育 林 用 ト ラ ク タ		-	主として地拵え等の育林作業に用いる
フ ォ ー ク リ フ ト		1	素材を所定の高さへ積み込み、巻立等の作業を行う
フ ォ ー ク ロ ー ダ		1	土場等で素材の積み込み、巻立等の作業を行う
ク レ ーン	運材機能なし	1	素材等の吊り上げ、積み込み、巻立等の作業のみを行うもの (トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン)
	運材機能あり	2	クレーン作業と木材運搬を行うもの (クレーン付きトラック)
グ ラ ッ プ ル	運材機能なし	16	クレーンの先端部に材をつかむグラップルを装備 (グラップルローダ作業車)
	運材機能あり	1	グラップルローダによる作業と木材の運搬を行うもの (グラップルローダ付きトラック)
ト ラ ク タ シ ョ ベ ル		3	木材の搬出、育林作業等に係る土木用のもの
シ ョ ベ ル 系 掘 削 機 械		13	木材の搬出、育林作業等に係る土木用のもの (バックホウ、パワーショベル等)
チ ェ ー ソ ー		80	伐倒、枝払い、造材作業、育林作業等に用いる
チェーンソーリモコン装置付		-	リモコンチェーンソー架台
刈 払 機		69	地拵え、下刈等に用いるもの(携帯式のもの)
植 穴 掘 機		-	苗木を林地に植栽するのに用いるもの
動 力 枝 打 機	自動木登り式	-	自動木登り式のもの
	背負い式等	2	背負い式等の上記以外のもの
苗 畑 用 ト ラ ク タ		-	苗畑において、耕うん、整地等に用いる
フ ェ ラ ー バ ン チ ャ		7	立木を伐倒、集積する自走式機械
ス キ ッ ダ		-	牽引式集材専用のトラクタ
プ ロ セ ッ タ		4	枝払い、玉切りする自走式機械
ハ ー ベ ス タ		22	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械
フ ォ ワ ー ダ		18	積載式集材専用車両
タ ワ ー ヤ ー ダ		-	元柱を具備した自走式集材機械
グ ラ ッ プ ル ソ ー		21	巻立、玉切りする自走式機械
樹 木 粉 砕 機		-	伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械

注1) 北海道水産林務部林務局林業木材課調べ(令和2年3月31日現在)による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m³

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	26	250	276	80	195	275	308%	78%	100%
針葉樹	22	228	250	64	179	243	291%	79%	97%
広葉樹	4	22	26	16	16	32	400%	73%	123%

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H28～R2年度)である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積:ha

計画	実行	実行歩合
6,319	3,782	60%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H28～R2年度)である。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積:ha

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
300	540	180%	45	124	276%	255	416	163%

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H28～R2年度)である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長:km

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	41	6	15%	3箇所	5箇所	167%
うち林業専用道	-	6	-	-	-	-

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H28～R2年度)である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

該当なし

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

主な工種	計画	実行	実行歩合
溪間工(箇所)	13	18	138%
山腹工(箇所)	5	1	20%
植栽工(ha)	12	12	100%
本数調整伐(ha)	-	-	-

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H28～R2年度)である。

5 林地の異動状況(森林計画対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積:ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、 工場等建物 敷地及び その附帯地	採石採土地	その他	合計
-	-	-	-	9	9

注) その他の主な内訳は所管換え及び売り払いである。

(2) 森林以外より森林への異動

該当なし

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積:ha、材積:1,000m³

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総 数	総 数	349	350	358	292	314	292	266	239
		針葉樹	301	282	290	254	274	253	223	196
		広葉樹	48	68	68	37	40	39	43	43
	主 伐	総 数	98	98	98	99	104	104	95	81
		針葉樹	89	88	87	90	95	95	86	73
		広葉樹	9	11	11	9	9	9	9	8
	間 伐	総 数	251	252	260	193	210	188	171	158
		針葉樹	212	194	202	164	179	158	137	123
		広葉樹	39	57	58	29	31	30	34	35
造林面積	総 数	487	1,139	1,288	1,173	1,069	936	728	440	
	人 工 造 林	330	627	716	647	605	537	422	214	
	天 然 更 新	157	512	572	526	463	399	306	227	

注) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2)分期別期首資源表

單位 面積:ha、材積:千m³

區	分	面										材積		
		積												
		1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級		21齡級 以上	
第I分期	總數	58,793	1,337	1,855	228	2,525	7,633	8,360	4,092	1,386	2,353	1,241	27,782	8,227
	總數	21,689	302	792	212	2,476	5,571	7,216	2,825	550	1,228	333	183	2,899
	育成單層林	21,447	273	767	192	2,463	5,571	7,161	2,798	550	1,227	283	162	2,869
	育成複層林	242	29	25	20	13		55	27		1	51	21	30
天然林	總數	37,104	1,035	1,063	16	50	2,061	1,143	1,267	836	1,125	908	27,599	5,328
	總數	0												
	育成單層林	10,078	1,035	1,063	15	36	682	931	638	522	966	362	3,827	1,253
	育成複層林	27,025	0		0	14	1,379	213	628	314	159	546	23,772	4,075

區	分	面										材積		
		積												
		1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級		21齡級 以上	
第II分期	總數	58,793	633	2,948	260	853	3,888	10,273	5,786	2,112	1,789	2,003	28,247	8,939
	總數	20,887	557	964	209	815	3,582	7,466	4,804	803	841	555	291	2,983
	育成單層林	20,161	42	952	182	794	3,582	7,445	4,769	779	840	546	229	2,879
	育成複層林	726	515	12	27	22		20	35	24	1	9	62	104
天然林	總數	37,905	76	1,983	51	38	306	2,807	982	1,309	949	1,448	27,956	5,956
	總數	0												
	育成單層林	10,880	76	1,983	51	37	224	1,387	867	606	677	992	3,979	1,624
	育成複層林	27,025	0			1	82	1,420	115	703	271	456	23,977	4,331

區	分	面										材積		
		積												
		1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級		21齡級 以上	
第III分期	總數	58,793	1,140	1,337	1,855	228	2,875	7,750	7,535	3,779	1,287	2,076	28,930	9,424
	總數	19,810	1,140	302	792	210	2,329	5,242	5,917	2,225	366	877	410	2,959
	育成單層林	18,481	35	273	767	190	2,317	5,242	5,871	2,203	366	877	340	2,863
	育成複層林	1,329	1,105	29	25	20	12		45	21		1	70	96
天然林	總數	38,983	0	1,035	1,063	18	546	2,508	1,618	1,554	920	1,199	28,520	6,465
	總數	0												
	育成單層林	12,077		1,035	1,063	18	540	1,129	1,471	926	652	1,040	4,202	1,870
	育成複層林	26,906		0		0	6	1,379	147	628	268	159	24,318	4,596

單位 面積:ha、材積:千m³

區 分	面 積											材 積		
	總數	面												
		1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級		21齡級 以上	
第IV分期	總數	58,793	1,343	633	2,948	260	1,443	4,183	9,124	4,996	2,041	1,661	30,161	9,870
人工林	總數	18,726	1,343	557	964	206	767	3,371	5,836	3,671	631	649	733	2,886
	育成單層林	16,704	22	42	952	179	747	3,371	5,821	3,645	613	649	663	2,797
天然林	總數	40,066	0	76	1,983	54	676	812	3,288	1,325	1,410	1,012	29,429	6,984
	育成單層林	0												
天然林	育成複層林	13,964		76	1,983	54	676	738	2,720	1,210	724	786	4,995	2,129
	天然生林	26,102		0			0	74	568	115	686	226	24,433	4,855

區 分	面 積											材 積		
	總數	面												
		1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級		21齡級 以上	
第V分期	總數	58,793	1,363	1,140	1,337	1,855	602	3,401	7,000	6,484	3,461	1,241	30,908	10,365
人工林	總數	17,748	1,363	1,140	302	790	197	2,192	4,107	4,494	1,727	284	1,154	2,806
	育成單層林	15,104	27	35	273	765	178	2,180	4,107	4,461	1,711	284	1,084	2,715
天然林	總數	2,644	1,336	1,105	29	24	19	11		33	16		69	91
	育成單層林	41,044	0	0	1,035	1,066	405	1,209	2,893	1,990	1,734	957	29,754	7,559
天然林	育成複層林	0												
	天然生林	15,106			1,035	1,066	405	1,204	2,341	1,843	1,229	707	5,277	2,408
		25,938		0	0		0	6	552	147	505	251	24,477	5,151

區 分	面 積											材 積		
	總數	面												
		1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級		21齡級 以上	
第VI分期	總數	58,793	1,252	1,343	633	2,948	470	1,961	3,877	8,127	4,443	1,989	31,750	10,895
人工林	總數	16,863	1,252	1,343	557	943	194	722	2,703	4,484	2,866	522	1,279	2,726
	育成單層林	13,635	25	22	42	932	168	703	2,703	4,474	2,847	509	1,210	2,586
天然林	總數	3,229	1,227	1,320	515	11	25	19		10	19	13	69	140
	育成單層林	41,929	0	0	76	2,005	277	1,239	1,174	3,643	1,577	1,467	30,471	8,169
天然林	育成複層林	0												
	天然生林	15,997			76	2,005	277	1,239	1,145	3,075	1,464	905	5,812	2,701
		25,932		0	0		0	0	29	568	113	562	24,659	5,468

単位 面積:ha、材積:千m³

区	分	面積										材積		
		総数	面											
			1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級		19・20 齡級	21齡級 以上
第VII分期	総数	58,793	1,142	1,363	1,140	1,337	2,010	911	3,364	6,373	5,796	3,265	32,090	11,491
	総数	16,080	1,142	1,363	1,140	294	743	186	1,727	3,206	3,520	1,411	1,348	2,679
	育成単層林	12,338	25	27	35	265	720	168	1,718	3,206	3,496	1,399	1,280	2,454
天然林	育成複層林	3,742	1,117	1,336	1,105	29	23	18	9		25	12	68	225
	総数	42,712	0	0	0	1,043	1,267	725	1,637	3,167	2,276	1,854	30,742	8,813
	育成単層林	0												
天然林	育成複層林	16,801				1,043	1,267	725	1,634	2,616	2,150	1,352	6,014	3,010
	天然生林	25,911				0	0	0	2	552	127	503	24,728	5,803

区	分	面積										材積		
		総数	面											
			1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級		19・20 齡級	21齡級 以上
第VIII分期	総数	58,793	959	1,252	1,343	633	3,031	660	2,110	3,554	7,473	4,100	33,677	12,185
	総数	15,436	959	1,252	1,343	556	887	182	529	2,144	3,551	2,338	1,695	2,693
	育成単層林	11,292	26	25	22	42	877	158	515	2,144	3,543	2,324	1,616	2,339
天然林	育成複層林	4,143	933	1,227	1,320	514	11	24	14		8	14	79	354
	総数	43,357	0	0	0	78	2,144	478	1,581	1,410	3,923	1,761	31,982	9,491
	育成単層林	0												
天然林	育成複層林	17,454				77	2,144	478	1,581	1,381	3,364	1,669	6,761	3,336
	天然生林	25,903				0	0	0	29	559	92	25,222	6,155	

区	分	面積										材積		
		総数	面											
			1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級		19・20 齡級	21齡級 以上
第IX分期	総数	58,793	736	1,142	1,363	1,140	1,357	2,146	1,065	3,234	5,968	5,389	35,251	12,938
	総数	14,905	736	1,142	1,363	1,125	276	699	149	1,353	2,588	2,894	2,579	2,757
	育成単層林	10,481	22	25	27	34	249	677	135	1,346	2,588	2,876	2,501	2,270
天然林	育成複層林	4,424	714	1,117	1,336	1,091	27	22	13	7		19	79	487
	総数	43,887	0	0	0	15	1,081	1,447	916	1,882	3,380	2,495	32,671	10,181
	育成単層林	0												
天然林	育成複層林	18,090				15	1,081	1,447	916	1,879	2,933	2,377	7,440	3,663
	天然生林	25,798				0	0	0	2	447	118	25,231	6,518	